

別表2

補装具判定・判断基準

I	義	肢
---	---	---

1 義 手

基 本 的 要 件		上肢切断又は先天性の欠損があり、義手の装着により日常生活能力や作業能力の改善が図られる者(難病患者等を含む)。 注意:難病患者等は、症状が日内変動する者もいるため、症状がより重度の状態をもって判断すること。(以下同様)
名 称	個 別 要 件 等	
肩 義 手	○ 肩甲胸郭間切断者 ○ 肩関節離断者	
上 腕 義 手	○ 上腕切断者	
肘 義 手	○ 肘関節や肘関節の近位での切断者	
前 腕 義 手	○ 前腕切断者	
手 義 手	○ 手関節離断者	
手 部 義 手	○ 手根中手切断者	
手 指 義 手	○ 手指切断者	
型 式	能 動 式	○ 職場及び家庭で作業を行う者で、医療機関等において装着訓練を受けているか、受ける予定の者
	そ の 他	○ 装飾用 … 基本的要件を満たす者 ○ 作業用 … 職場及び家庭で重作業を行う者
	電 動 式	○ 事前に専門の施設において装着訓練を受け、使用可能と判断された者
備 考		1 短断端若しくは長断端等により、標準断端の義手に対応できない場合、近位若しくは遠位の義手が処方される。 2 必要に応じて装飾用と作業用、若しくは装飾用と能動式の併給が可能である。 3 能動式について、ハンド型とフック型の併給はできない。(完成用部品の交換で対応) 4 作業用の外装は、塗装等必要最小限とする。

2 義 足

基 本 的 要 件		下肢切断又は先天性の欠損があり、義足の装着により歩行能力や作業能力の改善が図られる者(難病患者等を含む)。
名 称	個 別 要 件 等	
股 義 足	○ 骨盤切断者 ○ 股関節離断者 ○ 大腿切断極短断端者	
大 腿 義 足	○ 大腿切断者	
膝 義 足	○ 膝関節離断者	
下 腿 義 足	○ 下腿切断者	
サ イ ム 義 足	○ 足関節離断者	
足 根 中 足 義 足	○ 足根中足切断者(ボイド切断及びピログフ切断を含む)	
足 趾 義 足	○ 足趾切断者	
型 式	常 用	○ 基本的要件を満たす者
	作 業 用	○ 特殊な作業をする者
備 考		1 短断端若しくは長断端等により、標準断端の義足に対応できない場合、近位若しくは遠位の義足が処方される。 2 必要に応じて常用と作業用の併給が可能である。 3 作業の内容により鉄脚及びドリルガー足部の必要がない場合も作業用とみなす。 4 作業用の外装は、塗装等必要最小限とする。

Ⅱ	装 具
---	-----

1 下 肢 装 具 ・ 靴 型 装 具

基 本 的 要 件	下肢に障がいがあり、装具の装用により歩行能力の改善や変形の矯正が図られる者(体幹機能障がい3級以上で歩行が困難な者及び難病患者等を含む)。
名 称	個 別 要 件 等
股 装 具	○ 股関節に異常運動や筋力低下、変形、痛みなどがある者
長 下 肢 装 具	○ 膝関節、足関節に異常運動や筋力低下、変形、痛みなどがある者 ○ 膝関節、足関節に加え、股関節にも異常運動や筋力低下、変形、痛みなどがある者 ○ 股関節、大腿骨、膝関節の何れかに異常があるため、下肢への体重負荷が難しい者
膝 装 具	○ 膝関節に異常運動や筋力低下、変形、痛みなどがある者
短 下 肢 装 具	○ 足関節、足部に異常運動や筋力低下、変形、痛みなどがある者 ○ 下腿骨に異常があり、下腿への体重負荷が難しい者
足 装 具	○ 足部に変形、痛みなどがある者 ○ 足部に異常はないが、O脚・X脚などがあり下肢がアライメント不良の者 ○ 下肢に短縮がある者
靴 型 装 具	○ 足関節、足部に異常運動、筋力低下、変形、痛み等があり靴型装具によって改善される者 ○ 足関節、足部に異常はないが、O脚・X脚などがあり下肢がアライメント不良の者 ○ 下肢に短縮がある者
備 考	1 基本的には採寸で製作可能な装具は採寸で製作する。障がいの状態や製作材料により、採寸では難しい場合に採型とする。 2 装具の上から装用する靴型装具は患足の靴型装具として処方される。 3 患足の尖足補正等の結果、健足に大幅な仮性短縮が生じて2cmを超える補高が必要になった場合は、健足側も患足の靴型装具として処方される。 4 長靴の靴型装具は、障がいの状況や職業上必要とされる場合などに処方され、単に装飾の目的などの場合は除かれる。

2 体 幹 装 具

基 本 的 要 件	体幹に障がいがあり、歩行能力の改善や坐位の安定性、耐久性の向上、変形の矯正が図られる者(難病患者等を含む)。
名 称	個 別 要 件 等
頸 椎 装 具	○ 頸椎に異常運動、筋力低下、変形、痛みなどがある者
胸 腰 仙 椎 装 具	○ 上部腰椎又は胸椎に異常運動、筋力低下、変形、痛みなどがある者
腰 仙 椎 装 具	○ 下部腰椎、腰仙関節に異常運動、筋力低下、変形、痛みなどがある者
仙 腸 装 具	○ 仙腸関節に異常運動、筋力低下、変形、痛みなどがある者
側 弯 症 装 具	○ 脊椎に側弯がある者

3 上 肢 装 具

基 本 的 要 件	上肢に障がいがあり、作業能力の改善や変形の矯正が図られる者(難病患者等を含む)。
名 称	個 別 要 件 等
肩 装 具	○ 肩関節に筋力低下、変形などがある者
肘 装 具	○ 肘関節に筋力低下、変形などがある者
手 関 節 装 具	○ 手関節手指に筋力低下、変形などがある者 ○ 全手指に高度な筋力低下がある者で、把持装具を使うことができる者
手 装 具	○ 示指～小指のMP関節に過伸展、伸展拘縮、屈曲拘縮などがある者(CM関節を含む)
指 装 具	○ 指のDIP、PIP関節に過伸展、伸展拘縮あるいは屈曲拘縮がある者
B . F . O .	○ 上肢に高度な筋力低下がある者で、B. F. O. を使うことができる者

Ⅲ 姿勢保持装置	
基 本 的 要 件	体幹及び四肢機能に障がいがあるため、自力で座位等の姿勢を保持できない者又は長時間の座位等による姿勢保持が困難で姿勢の補正が自力で不可能な者で、姿勢保持装置を使用することにより、自力での姿勢保持が可能になり、姿勢の耐久性・安定性の向上が図られる者(難病患者等を含む)。
備 考	立位訓練を目的とするものは、姿勢保持装置の購入に係る補装具費の支給目的に馴染まない。

Ⅳ 車椅子・電動車椅子

1 車椅子

基 本 的 要 件		下肢(原則2級以上)・体幹(原則3級以上)・平衡・呼吸器・心臓機能障がい・難病等のため歩行障がいがあつて、義肢・装具・杖等他の補装具を使用しても歩行が困難な者。
名 称	個 別 要 件 等	
自 走 用	○ 自らが駆動及び操作できる者	
介 助 用	○ 障がい状況から車椅子操作が難しく、移動は介助者の操作による者 ○ 認知力その他の障がいにより、安全な車椅子操作が難しい者 ○ その他上記に準ずる障がい状況と診断される者	
機 構	リクライニング機構	○ 随時、仰臥姿勢をとる必要のある者 ○ 運動制限が著明で座位を長時間保持できない者
	ティルト機構	○ 長時間の座位保持が困難な者であつて、自立姿勢変換が困難な者
	ティルト・リクライニング機構	○ リクライニング機構及びティルト機構について、それぞれ単独では座位保持等の目的が果たせない者
	リフト機構	○ 障がいの現症、生活環境その他の事情により、リフト機構を用いることについて、真にやむを得ない事情が認められる者 ○ 就労又は就学のために真に必要と認められる者
種 別	モジュラー式	標準
	オーダーメイド式	○ 体格・体型等から、モジュラー式では適合するものがない者 ○ 障がいの状況から、本人の身体に個別に対応することが必要な者
	レディメイド式	○ レディメイド式の機能により身体機能の補完が可能な者

※ 構造部品加算及び付属品の対象者は、補装具費支給事務取扱要領(平成30年3月23日付け障企自発0323第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)に定めるとおり。

2 電動車椅子

基本的要件		下記要件のすべて(①については、1のア・イ又は2のいずれかに該当すれば良い)を満たす重度の歩行困難者で、電動車椅子の使用により自立と社会参加の促進が図られる者 ①-1 重度の下肢機能障がい者(原則として下肢機能障がい2級以上又は体幹機能障がい3級以上)で ア 上肢機能障がいがあるため手動車椅子の使用が不可能な者又は操作が著しく困難な者 イ 上肢機能障がいはないが、使用目的及び日常生活圏の環境等の状況から、電動車椅子を使用しなければ日常生活の自立と社会参加の促進が図られない者 -2 呼吸器機能障がい、心臓機能障がい、難病等によって歩行に著しい制限を受ける者又は歩行により症状の悪化をきたす者であって、医学的所見から適応が可能な者 ② 視野、視力、聴力等に障がいを有しない者又は障がいを有するが電動車椅子の安全走行に支障がないと判断される者 ③ 歩行者として、必要最低限の交通規則を理解している者 ④ 電動車椅子の操作を円滑にできる者 【参考】難病患者等に対する電動車椅子の支給について 症状の悪化を防止するという観点も踏まえ、車椅子ではなく、電動車椅子を認めるといった配慮が必要。(身体障がい者も同様。)
名 称		
標 準 形	低速用	○ 基本的要件を満たす者
	中速用	○ 周囲の環境に合わせ、速度調整ができる者
簡 易 形		○ 平坦路は手動自走が可能であるが、日常生活圏の坂路や悪路においては手動操作が著しく困難な者
アシスト式		○ アシスト式を使用した場合に、手動による自走が可能となる者
切 替 式		○ アシスト式を使用しても、手動による自走ができない者
※ 平坦路の手動自走が不可能な者であっても、障がい状況や職業上、教育上、日常生活上の必要性を勘案し、真に必要とすると認められる場合は、切替式の交付対象とする		
機 構	手動リクライニング機構	○ 随時、仰臥姿勢をとる必要のある者 ○ 運動制限が著明で座位を長時間保持できない者
	電動リクライニング機構	○ 上記、手動リクライニング機構の要件を満たし、この電動車椅子を使うことにより、自力でのリクライニングの操作が可能となる者
	電動ティルト機構	○ 長時間の座位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者で、この電動車椅子を使うことにより、自力でのティルト操作が可能となる者
	電動ティルト・リクライニング機構	○ リクライニング機構及びティルト機構について、それぞれ単独では姿勢保持等の目的が果たせない者
	電動リフト機構	○ 障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情が認められる者 ○ 就労若しくは就学のために真に必要と認められる者
種 別	モジュラー式	標準
	オーダーメイド式	○ 体格・体型等から、モジュラー式では適合するものがない者 ○ 障がいの状況から、本人の身体に個別に対応することが必要な者
	レディメイド式	○ レディメイド式の機能により身体機能の補完が可能な者

※ 構造部品加算及び付属品の対象者は、補装具費支給事務取扱要領(平成30年3月23日付け障企自発0323第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)に定めるとおり。

V	その他肢体不自由者用
---	------------

1 歩行器

基 本 的 要 件		下肢や体幹、平衡機能障がいがあり杖などでは歩行能力の改善が見込まれない者で、歩行器の支持で自立移動ができる者(難病患者等を含む)。
名 称		個 別 要 件 等
六 輪 型		○ 四肢・体幹の筋力低下などにより立位保持が困難な者で、他の歩行器では安定走行に支障がある者又は室内の環境等により狭い場所での旋回が必要となる者
四輪型	腰掛付	○ 四肢、体幹の筋力低下などにより立位保持が困難な者で、肘掛けと腰掛けが必要な者
	腰掛なし	○ 四肢、体幹の筋力低下などにより立位保持が困難な者で、肘掛けを必要とする者
三 輪 型		○ 下肢、体幹の筋力低下などがあるが、上肢機能は比較的保たれておりハンドルを握ることでバランスが保たれ、速度調整などを安全にできる者
二 輪 型		○ 四点の支持で安定が得られる者で、上肢の筋力低下等があり、軽い抵抗で操作できる者
固 定 型		○ 下肢への荷重は難しいが上肢機能が比較的良く、四点支持により直立姿勢を保てる者
交 互 型		○ 体幹の障がいがある者で、体幹の回旋運動に乏しく歩行パターンの獲得を必要とする者 ○ 下肢への荷重は難しいが上肢機能が比較的良く、四点支持にて直立姿勢を保てる者

2 歩行補助つえ

基 本 的 要 件		下肢や体幹、平衡機能障がいがあり、歩行能力の改善が見込まれる者(難病患者等を含む)。
名 称		個 別 要 件 等
ロフストラント'クラッチ		○ 歩行能力の改善のために軽い支持を必要とする者
松 葉 づ え		○ 歩行能力の改善のために腋下支持を必要とする者
カナディアンクラッチ		○ 歩行能力の改善のために支持を必要とするが、肘関節の伸展筋力の低下のため、ロフストラントクラッチや松葉づえの使用が困難な者
多 脚 つ え		○ 中枢神経麻痺等で歩行が比較的高度に障がいされ、他の歩行補助つえでは歩行能力が改善されない者
プラットホーム杖		○ リウマチ等で握力が極端に弱く、手首に負担をかけられないために前腕や肘での支持を必要とする者

VI	視覚障がい者用
----	---------

1 視覚障害者安全つえ

基 本 的 要 件	視力の低下や視野狭窄により、視覚障害者安全つえがなければ歩行の安全を図れない者
名 称	個 別 要 件 等
普 通 用	○ 視力の低下、視野狭窄がある者
携 帯 用	○ 持ち運びに使用する必要がある者
身 体 支 持 併 用	○ 視覚障がいに加え、下肢障がい等があり、主に身体を支えながら歩行する必要がある者

2 義 眼

基 本 的 要 件	無眼球や眼球萎縮のため義眼を必要とする者で、義眼の装着により容姿の改善が図られる者(難病患者等を含む)。
名 称	個 別 要 件 等
レ デ ィ メ イ ド	○ 眼窩の状態が普通義眼(既製品)に適する者
オ ー ダ ー メ イ ド	○ 眼窩の状態が普通義眼(既製品)に適合しない者

3 眼 鏡

基 本 的 要 件		視覚障がいがあり眼鏡の装用により日常生活が改善される者（難病患者等を含む）。	
名 称		個 別 要 件 等	
矯 正 用		○ 屈折異常もしくは無水晶体眼などで視力低下があり、矯正用にて視力が矯正される者	
	遮 光 用	○ 視力の矯正に加え、遮光用としての機能を必要とする者	
遮 光 用	前 掛 式	○ 以下の要件を満たす者。 1) 視覚障害により身体障害者手帳を取得していること（難病患者等に限り、身体障害者手帳を要件としない）。 2) 羞明を来していること。 3) 羞明の軽減に、遮光眼鏡の装用より優先される治療法がないこと。 4) 補装具費支給事務取扱指針に定める眼科医による選定、処方であること。 ※この際、下記事項を参照の上、遮光用の装用効果を確認すること。（意思表示できない場合、表情、行動の変化等から総合的に判断すること。） ・まぶしさや白んだ感じが軽減する ・文字や物などが見やすくなる ・羞明によって生じる流涙等の不快感が軽減する ・暗転時に遮光眼鏡をはずすと暗順応が早くなる ※遮光用とは、羞明の軽減を目的として、可視光のうちの一部の透過を抑制するものであって、分光透過率曲線が公表されているものであること。	
	掛 け め が ね 式		
コンタクトレンズ		○ 強度の屈折異常もしくは角膜白斑などで視力低下があり、コンタクトレンズにて良好な視力が得られる者	
弱 視 用	掛 け め が ね 式	○ 矯正用やコンタクトレンズで良好な視力を得られないが、弱視眼鏡により対象物を拡大して見ることで日常生活及び社会活動上その効果が見込まれる者	※ 高倍率（3倍率以上）の対象者は、職業上、教育上真に必要な者である。 【例示】 ① 現に就労中の者（求職中の者を含む） ② 地域社会活動（町内会の役員含む）参加者 ③ 就学中の者や各種教養講座の受講者
	焦点調節式		
備 考		二具支給は、医学的及び日常生活上真に必要な場合認められる。 例) ① 遠用と近用の矯正用 ② 屋内用・屋外用の遮光用（矯正用で遮光の機能が必要な場合を含む） ③ 円錐角膜や高度の白内障術後無水晶体眼など、障がいの状況上、矯正用とコンタクトレンズを同時に使用しないと矯正が困難な場合 ④ 矯正用で矯正視力が得られる弱視者で、弱視用と矯正用を使い分けする必要がある者	

VII	聴覚・音声言語障がい者用
-----	--------------

1 補聴器

基 本 的 要 件		聴覚に障がいがあり、高度難聴用、重度難聴用の補聴器が真に必要な者で、補聴器の装用により聴能の改善が見込まれる者(難病患者等を含む)。 ※中軽度補聴器は補装具費の対象外である。	
名 称		個 別	要 件 等
高度難聴用	ポ ケ ッ ト 型	○ 両耳とも聴力レベルが概ね90dB未満の者	○ 必要に応じて選択可能
	耳 か け 型		
	耳 あ な 型 レ デ ィ ェ イ ト	○ ポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で真に必要な者 【例示】 ① 耳介の欠損や変形、皮膚炎症等が著しく耳かけ型使用が困難な者 ② 主に職業上の理由により耳かけ型が使用できない者	○ 障がいの状況、耳の形状等レディメイドでは対応不可能な者に限る
	耳 あ な 型 オ ー タ ー ェ イ ト		
重度難聴用	ポ ケ ッ ト 型	○ 両耳とも聴力レベルが概ね90dB以上の者	○ 必要に応じて選択可能
	耳 か け 型		
	耳 か け 型 F M 型		○ 教育上、職業上、社会生活上特にFM型を必要とする者
骨導式	ポ ケ ッ ト 型	○ 伝音性難聴者で、耳漏が著しい者又は外耳閉鎖症等を有する者で、かつ、耳栓又はイヤモールドの使用が困難な者	○ 職業上、教育上、社会活動上必要な者 ○ 眼鏡使用の者
	眼鏡型		
付属品	イヤモールド	○ 外耳道の変形などにより耳栓の使用が難しい者 ○ 頭部の不随意運動等により、耳栓では脱落の恐れがある者 ○ 既製の耳栓では音漏れなどにより共鳴音がでる場合 ※ 補装具費支給後に生じた理由により追加する必要がある場合は、センターの判定が必要である。	
備 考		1 両耳による最高語音明瞭度が50%以下の者で、補聴器にて語音明瞭度の改善が図られる場合は、高度難聴用等の補聴器の対象となる。 2 職業上、教育上特に必要とする場合は、両耳装用が認められる。	

2 人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置修理)

基 本 的 要 件		人工内耳装用者のうち、医師が当該人工内耳音声信号処理装置の修理が必要であると判断している者	
備 考		○ 対象機器の範囲 人工内耳用音声信号処理装置（標準型・残存聴力活用型）のみ ※以下に掲げる機器は対象外である。 ア 人工内耳用インプラント イ 人工内耳用ヘッドセット（マイクロホン・送信コイル・送信ケーブル・マグネット・接続ケーブル等） ウ 人工内耳用音声信号処理装置の電池 ※新機種を使用したい等、本人の選好による機器の交換は対象外である。 ※人工内耳用材料が破損した場合等の交換は医療保険給付の対象である。	

Ⅷ	車 載 用 姿 勢 保 持 装 置
基 本 的 要 件	体幹及び四肢機能に障がいがあるため、車の利用時、自力で座位等の姿勢を保持できない者又は長時間の座位等による姿勢保持が困難で姿勢の補正が自力で不可能な者で、車載用姿勢保持装置を使用することにより、乗車中自力での姿勢保持が可能になり、姿勢の耐久性・安定性の向上が図られる者（難病患者等を含む）。
備 考	姿勢保持装置との併用が可能。

Ⅸ	重 度 障 害 者 用 意 思 伝 達 装 置
---	-------------------------

基本的要件	重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者。 難病患者等については、音声・言語機能障がい及び神経・筋疾患である者。 [参考] 難病患者等に対する重度障害者用意思伝達装置について 特に筋委縮性側索硬化症等の進行性疾患においては、判定時の身体状況が必ずしも支給要件に達していない場合であっても、急速な進行により支給要件を満たすことが確実と診断された場合には、早期支給を行うといった配慮が必要。（身体障がい者も同様。）
名 称	個 別 要 件 等
文字等走査入力方式(簡易なもの)	操作が簡易であるため、複雑な操作が苦手な者、もしくはモバイル使用を希望する者。
文字等走査入力方式(簡易な環境制御機能が付加されたもの)	独居等日中の常時対応者(家族や介護者等)が不在などで、家電等の機器操作を必要とする者。
文字等走査入力方式(高度な環境制御機能が付加されたもの)	
文字等走査入力方式(通信機能が付加されたもの)	通信機能を用いて遠隔地の家族等と連絡を取ることが想定される者。
生 体 現 象 方 式	筋活動(まばたきや呼吸等)による機器操作が困難な者。